

新	旧
<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 最終改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日</p>	<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>自動車事故報告書等の取扱要領について</p>	<p>自動車事故報告書等の取扱要領について</p>
<p>「自動車事故報告規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令」（平成元年3月17日運輸省令第6号）により、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の一部が改正された。これに伴い、自動車事故報告書等の取扱要領を別添のとおり定めたから、今後はこれによらるたい。 なお、「自動車事故報告書等の取扱について」（昭和31年4月</p>	<p>「自動車事故報告規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令」（平成元年3月17日運輸省令第6号）により、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の一部が改正された。これに伴い、自動車事故報告書等の取扱要領を別添のとおり定めたから、今後はこれによらるたい。 なお、「自動車事故報告書等の取扱について」（昭和31年4月</p>

13日付け自車第208号)及び「自動車事故報告規則の一部改正について」(昭和38年6月4日付け自車第393号)は廃止する。

別添

自動車事故報告書等の取扱要領

1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第6号に規定する「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」とは次に掲げるものをいう。

- イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの
- ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの

2 次の各号に掲げるものは、規則第2条第7号の「国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの」の例とする。

- イ. 20人以上の軽傷者を生じたもの
- ロ. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
- ハ. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
- ニ. 10台以上の多重衝突を生じたもの
- ホ. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの
- ヘ. 車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの (1に該当するものを除く。)

3 報告書の提出

運輸支局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。)は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下、「事業者等」という。)に規則第2条の事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があった日から30日以内に提出させること。

13日付け自車第208号)及び「自動車事故報告規則の一部改正について」(昭和38年6月4日付け自車第393号)は廃止する。

別添

自動車事故報告書等の取扱要領

1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第6号に規定する「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」とは次に掲げるものをいう。

- イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの
- ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの

2 次の各号に掲げるものは、規則第2条第7号の「国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの」の例とする。

- イ. 20人以上の軽傷者を生じたもの
- ロ. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
- ハ. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
- ニ. 10台以上の多重衝突を生じたもの
- ホ. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの
- ヘ. 車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの

3 報告書の提出

運輸支局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。)は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下、「事業者等」という。)に規則第2条の事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があった日から30日以内に提出させること。

ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があった日から30日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

(1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があったときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。

(2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

(1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。

(2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があった日から30日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

(1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があったときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。

(2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

(1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。

(2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。
- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。
- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故の被害が著しく大きい場合、事故の社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めたときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第5号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

12 車両故障に起因する事故

- (1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよ

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。
- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。
- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故の被害が著しく大きい場合、事故の社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めたときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第5号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

12 車両故障に起因する事故

- (1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよ

う事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2) 地方運輸局長は、規則第2条第6号に該当する事故で被害が大きい場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

1.3 報告書の提出洩れの防止

(1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3条の規定による報告書の提出が確実になされるよう事業者等を指導すること。

(2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

う事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2) 地方運輸局長は、規則第2条第6号に該当する事故で被害が大きい場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

1.3 報告書の提出洩れの防止

(1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3条の規定による報告書の提出が確実になされるよう事業者等を指導すること。

(2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名（甲）	事業者名（乙）	警察署名

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名（甲）	事業者名（乙）	警察署名